

9 障害者の保健福祉やサービス等について

※群馬県発行の「令和5年度 障害者福祉制度のごあんない」を参考にしています。詳しくは各申請窓口へお問い合わせください。



① 年金・給付金等について

※年金は R6 年度額、他は R5 年度額

○障害基礎年金○ 〈窓口：市町村（年金事務所になる場合もあり）〉

原則として、国民年金に加入中に初診日※のある病気やケガで、日常生活に著しく支障のある障害の状態になったときに受けられます。

なお、20歳になる前に初診日のある病気やケガが原因で障害の状態になった場合は、20歳から年金が受けられます（一定の所得制限があります）。

※初診日とは、障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師または歯科医師の診療を受けた日のことです。

〈支給金額〉 1級：1,020,000円 2級：816,000円 ※年額。偶数月に2か月分ずつ支給
※18歳までの子、または障害状態にある20歳未満の子がいるときは、加算金が上乗せされます。

○特別障害給付金○ 〈問い合わせ先：年金事務所〉

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障害者の方について、福祉的措置として「特別障害給付金制度」が創設された制度です。なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる方は対象になりません。

〈支給金額〉 障害基礎年金1級に該当する方…月額53,650円（42,920×1.25）
障害基礎年金2級に該当する方…月額42,920円
※偶数月に2か月分ずつ支給

○心身障害者扶養共済制度○ 〈窓口：市町村〉

障害のある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあったとき、障害のある方に終身一定額の年金を支給する制度です。掛金は、加入時の年齢により固定され、2口まで加入することができます。

〈支給金額〉 毎月20,000円（2口加入の場合は40,000円）

○特別児童扶養手当○ 〈窓口：市町村〉

20歳未満で精神又は身体に障害を有する児童を家庭で監護、養育している父母等に手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図ることを目的としています。なお、所得や施設入所など、支給制限があります。

〈支給金額〉 1級 月額53,700円 2級 月額35,760円
4ヶ月分まとめて、4、8、11月に支給されます。

○児童扶養手当○ 〈窓口：市町村〉

父母の離婚等により、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることにあります。なお、所得や施設入所など、支給制限があります。

〈支給金額〉 児童1人の場合：全部支給月額44,140円、一部支給月額10,410～44,130円
児童2人目の加算額：全部支給月額10,410円、一部支給月額5,210～10,410円
児童3人目以降加算額1人につき：全部支給月額6,100円、一部支給月額3,130～6,240円
2ヶ月分まとめて、1、3、5、7、9、11月に支給されます。

○特別障害者手当○ 〈窓口：市町村〉

著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする 20 歳以上の方に手当を支給します。ただし、社会福祉施設へ入所中や病院等へ 3 ヶ月以上入院している方はのぞかれます。また、受給者と扶養義務者の所得による制限があります。

〈支給金額〉 月額 27,980 円
3 ヶ月分まとめて、2、5、8、11 月に支給されます。

○障害児福祉手当○ 〈窓口：市町村〉

日常生活において常時介護を必要とする 20 歳未満の人（社会福祉施設に入所中の人を除く）に手当を支給します。なお、特別児童扶養手当と併給できます。また、受給者と扶養義務者の所得による制限があります。

〈支給金額〉 月額 15,220 円 3 ヶ月分まとめて、2、5、8、11 月に支給されます。

○在宅重度障害者介護手当○ 〈窓口：障害政策課、県保健福祉事務所、児童相談所〉

一日を通し在宅で生活している重度知的障害児（者）（療育手帳「A1」「A2」「A重」）、重症心身障害児（者）の介護者で、居住年数や所得、介護保険によるサービスを受けていない等の要件に該当する方へ、手当を支給します。

ただし、同一世帯に障害児が 2 人以上いる場合、重複支給はしません。

〈支給金額〉 年額 60,000 円 （12 月に申請を締め切り、要件を確認後 3 月に支給）

② 税の減免、非課税等について

○所得税の障害者控除○ 〈窓口：税務署〉

障害者が所得税の納税者本人又は納税者の控除対象配偶者・扶養親族である場合、次の額の控除が受けられます。



障害者控除	特別障害者の場合	同居特別障害者の扶養控除等
(1) 身体障害者手帳の交付を受けている方 (2) 児童相談所等で知的障害者と判定された方 (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 など	左のうち、 (1)の場合、1級・2級の記載のある方 (2)の場合、重度と判定された方 (3)の場合、障害等級が1級と記載されている方 など	特別障害者に該当する控除対象配偶者や扶養親族で、納税者またはその配偶者もしくは、納税者と生計を一にするその他の親族のいずれかと同居を常況としている方
所得金額から 27 万円控除	所得金額から 40 万円控除	所得金額から 75 万円控除

○市町村民税・県民税の障害者控除○ 〈窓口：税務署〉

障害者が所得税の納税者本人又は納税者の控除対象配偶者・扶養親族である場合、次の額の控除が受けられます。なお、前年の所得金額が 125 万円以下の障害者は非課税扱いとなります。

障害者控除	特別障害者の場合	同居特別障害者加算
(1) 身体障害者手帳の交付を受けている方 (2) 児童相談所等で知的障害者と判定された方 (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 など	左のうち、 (1)の場合、1級・2級の記載のある方 (2)の場合、重度と判定された方 (3)の場合、障害等級が1級と記載されている方 など	特別障害者に該当する控除対象配偶者や扶養親族で、同居を常況としている方
所得金額から26万円控除	所得金額から30万円控除	特別障害者控除額に23万円加算

○自動車税・自動車取得税の控除○ 〈窓口：県自動車税事務所、県行政県税事務所〉 〈対象者〉

A判定の療育手帳を持っている方、1級判定の精神障害者保健福祉手帳及び、自立支援医療受給者証（精神通院）を持っている方、下表に該当する身体障害者手帳を持っている方

障害の区分		障害の等級	
上肢不自由		1級及び2級	
下肢不自由		①身体障害者本人が運転する場合 ②生計を一にする方、または常時介護をする方が運転する場合	①1級から6級 ②1級から3級
体幹不自由		①身体障害者本人が運転する場合 ②生計を一にする方、または常時介護をする方が運転する場合	①1級から3級および5級 ②1級から3級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能 移動機能	1級及び2級 ①身体障害者本人が運転する場合 ②生計を一にする方、または常時介護をする方が運転する場合	①1級から6級 ②1級から3級

※障害の区分については、一部を記載しています。

詳しくは「平成29年度 障害者福祉制度のごあんない」をご覧ください。

※複数の障害がある方は、原則として総合等級で減免に該当するか判断します。



〈減免の要件〉

1 = 自動車の所有者の要件

車検証の所有者及び使用者の欄が障害者の方又は生計を一にする方

(ローンにより購入した場合で、自動車販売業者等が所有者となっている場合は使用者)

※常時介護の場合は、車検証の所有者及び使用者の欄は障害者の方に限る。

2 = 減免となる自動車の要件

- 1) 身体障害者の方が自ら運転する自動車
- 2) 障害者の方が通院、通学、通所若しくは生業のために使用することを目的として、障害者の方に代わって生計を一にする方が運転する自動車
- 3) 障害者の方のみで構成される世帯の障害者の方を常時介護する方が運転する自動車

〈減免額〉

障害者の方1人につき1台に限り、自動車税及び自動車取得税が減免となります。

・自動車税：45,000円 ・自動車取得税：300万円（課税標準額）

なお、減免額には上限があり、これを超える場合には差額分を納付することになります。

③ 有料道路の通行料の減免、交通運賃の割引等について



○有料道路通行料の減免○ 〈窓口：市町村〉

事前に登録された自動車1台に対して、通常料金の5割の障害者割引を実施しています。ご利用には事前のお手続きが必要となりますので、ご注意ください。

対象者	(1) 身体障害者が自ら運転する場合（営業用は除く。） (2) 重度の身体障害者又は知的障害者を乗せて、介護者が運転する場合 ※重度の障害の範囲は、手帳に記載されている「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の第1種と同じ範囲です。
利用方法	(1) ETC 処理の場合 事前に有料道路事業者の設置する窓口へ必要な情報を登録後、ETC ノンストップ走行時に割引を適用。 (2) 有人処理の場合（料金所係員による処理） 料金支払い時に、身体障害者手帳又は療育手帳を提示の上、確認を受ける ※(1)(2)ともに各市町村において、手帳に利用自動車（対象障害者1人につき1台）、割引措置の有効期限等の記載を受ける必要があります。
適用範囲	各高速道路株式会社の管理する有料道路

※各地方道路公社や地方自治体が管理する有料道路の減免については、各道路管理者にお問い合わせください。

○JR運賃の割引○ 〈窓口：各駅等 ※手帳を提示して乗車券を購入〉

療育手帳又は身体障害者手帳を持っている方は、以下の内容で乗車券が割引になります。



対象	割引対象乗車券類	割引率	記事
第1種障害者と その介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。但し回数乗車券はJR線区間単独の発売。
第1種障害者とその介護者 又は12歳未満の障害者とその介護者	定期乗車券（小児定期乗車券を除く）	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。小児定期旅客運賃については割引を適用しない。
第1種、第2種障害者が単独でご利用になる場合	普通乗車券	50%	片道の営業キロが100キロを超える場合（私鉄線等他鉄道会社線にまたがる場合を含む。）

※東武鉄道、上信電鉄、上毛電気鉄道、わたらせ渓谷鐵道でも同様の割引制度を行っています。詳しくは、各鉄道会社にお問い合わせください。

○バス料金の割引○

県内の路線バスでは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を提示すると、普通運賃や定期運賃が割引されます。バス会社により対象者が異なるので、詳しくはバス会社にお問い合わせください。

○タクシー運賃の割引○

身体障害者手帳、療育手帳を持っている方は、乗車の際に手帳を提示すると1割引になります。詳しくは群馬県タクシー協会、または各タクシー会社にお問い合わせください。

○国内航空運賃の割引○ 〈窓口：各国内航空会社〉

以下の対象者は、国内線を利用する場合に、運賃が割引となります。割引率や対象路線は、航空会社によって異なります。



知的障害者は、判定機関で手帳の証明を受ける必要があります。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者（第1種）の方とその介護者1名 ・身体障害者（第2種）の方 ・戦傷病者手帳、療育手帳に「航空割引・本人・介護者」の証明印がある方と介護者1名 ・戦傷病者手帳・療育手帳に「虚空割引・本人」の証明印がある方 <p>※年齢によって制限がある場合があります。 ※知的障害者は、判定機関（児童相談所、心身障害者福祉センター）で手帳に証明を受けてください。</p>
-----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

④ その他の割引について



○NHK受信料の減免○ 〈窓口：NHK前橋放送局〉

（※市町村役場等で申請書に証明を受ける必要有）

<p>〈全額免除の要件〉</p> <p>障害者（身体障害者、知的障害者、精神障害者）を世帯構成員に有し、かつ世帯を構成するすべての者が市町村民税非課税の場合</p>
<p>〈半額免除の要件〉</p> <p>(1) 視覚障害者又は聴覚障害者が世帯主で放送受信契約者の場合</p> <p>(2) 重度障害者（身体障害者、知的障害者、精神障害者）が世帯主で放送受信契約者の場合（(1)の場合を除く）</p>

○携帯電話の障害者割引○

各携帯会社では、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている方等に対し、基本使用料等の割引を行っています。
 具体的な内容は下記取扱会社へお問い合わせください。



取扱会社	割引サービス名称	問合せ番号 / 携帯から
株式会社NTTドコモ	ハーディー割引	0120-800-000 / 151
ソフトバンクモバイル株式会社	ハートフレンド割引	0800-919-0157 / 157
KDDI株式会社(a u)	スマイルハート割引	0077-7-111 / 157

○NTT番号案内無料措置「ふれあい案内」○

電話帳の利用が困難な視覚・上肢などの不自由な方等、下表に該当する方を対象に、無料で電話番号をご案内します。（ご利用前には事前に登録が必要です）



障 害 の 区 分		障害の等級
身体障害者手帳	視覚障害	1～6級
	肢体不自由（上肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）	1・2級
戦傷病者手帳	視力の障害	特別項症～第6項症
	上肢の障害	特別項症～第2項症
療育手帳	※愛護手帳、愛の手帳、みどりの手帳と呼ばれる場合もあります。	該当手帳をお持ちの方
精神障害者保健福祉手帳	※精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の保健福祉手帳と明記	

〈申込み先：フリーダイヤル 0120-104174〉

〈受付時間：午前9時～午後5時 ※土・日・祝日及び年末年始は休業〉